

第3回環境審議会大気や水などの環境保全部会での委員の御意見への本市の考え方

| 部会での御意見                                                                                                                                                                                             | 本市の考え方                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法令上で違法なことで、適法だけど苦情があるからレベルをもっと上げてほしいという話は切り分けて議論するべきである。                                                                                                                                            | 大気・水環境に係る事業所に対しては、モニタリング調査や立入調査等により、しっかりと監視・指導を行っていくとともに、苦情への相談にも適切に対応していきます。                                                                                     |
| 大気、水に関しては非常にグローバルな循環、実際には広域的な汚染が、広い範囲で効いてくるので、市民側が感じる苦情と差異が出ているということを理解しながら、資料を作成するもの重要である。法的な部分とは分けて、お願いベースをどこまで広げることで、そういう部分が改善されるのかということを、きちっと説明できるような形にしていけるのが必要。                               | 報告案の「第2章 環境配慮に取り組む目的・意義」の「1 環境配慮に取り組む必要性」で丁寧に説明してまいります。                                                                                                           |
| 特に沿岸地域の工場地帯の情報としては、そこから出たものがどんどん時間を追うごとに内陸に行くので、そういったところについての配慮も必要だよといった情報提供をしないと、川崎市の特性に応じて3つに分けて情報提供するにしても、具体性がない。                                                                                | 報告案の「ポイント2 地域の特性・課題を踏まえた取組」に記載しておりますとおり、地域の状況がわかるように、市を3つの地域に分けて、情報発信してまいります。また、情報の内容によって、区別のデータを出したほうがわかりやすいものがありましたら、区別のデータを掲載することも検討してまいります。<br>報告案にもその旨記載します。 |
| 移流の関係で、これは外から来たものだろうとか、そういう全体のデータをある程度把握した上で3か所に分けて情報提供をやっていかないと、結局、その辺の細かい情報がないのに3つを同じように扱うというのはやっぱり難しい。要は流れに対して手前から順番に行くとするれば、全然状況は変わりますので、その辺も随時データを拾いながらやっていただいた方がいい。                           |                                                                                                                                                                   |
| 環境の動態特性という基本情報、地域の地形、気候、産業といったバックグラウンドの情報と併せて、例えば苦情の実績、環境基準達成度というものもあると思うので、そこを毎年新しい情報に更新しながら、直近の情報を共有していくというところが、市民にモチベーションを上げていただく上で有効になる。また、区別の情報ぐらいに落とし込めると、うちの区を何とかしようという気持ちが出やすいのかなというふうにも思う。 |                                                                                                                                                                   |
| 取組内容を他の事業所へ紹介をするというのがありましたが、何から取り組めばいいかわからないという事業者にとっては、一つの参考資料になると思われる。やるべきことが見えるということは、一歩前進することであり、ぜひこういった取組は継続していく仕組みづくりをして欲しい。                                                                  | 報告案の「ポイント1 環境配慮を拡げる取組」の「(1) 環境配慮の取組を拡げるためのしくみづくり」に記載しているとおり、条例の中に義務等として位置付けるのではなく、環境配慮を行っている事業所の取組を他事業所へ横展開することで、中小規模の事業所に取組を拡げていくしくみを検討していきます。                   |
| 中小企業の方は必ずしも専門的な方がいるとは限らないため、総合的な問題を何か取り扱う部署・ワンストップの窓口というか、相談窓口みたいなのがあった方がいいのではないかな。                                                                                                                 | 現在、総合相談窓口を脱炭素戦略推進室に置いております。事業者がどこに相談していいか窓口がわからない場合には、こちらにご連絡いただくと対応させていただいておりますので、対外的にもっと発信していきたいと思っております。<br>御意見については報告案にも記載します。                                |
| 環境配慮書の見直しの様式について、優れた取組が上に来て、より身近な項目になっているが、啓蒙的な形だと逆のほうがいいのではないかな。そのほうが、事業者も答えやすいのではないかな。                                                                                                            | 事務局の意図も委員と同じなので、御指摘のとおり、日常管理の項目を最初にします。                                                                                                                           |

| 部会での御意見                                                                                                                                   | 本市の考え方                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境配慮書の見直しの様式について、前回の届出から変更というふうに、これもチェックマークにしてしまうと、他のチェック項目との違いがわからず、事業者が困惑してしまうのではないかと。                                                  | 「前回の届出からの変更」という項目は、どちらかというと市側が、以前出された内容と比較する際にわかりやすいかもという意図から入れたのですが、事業者が困惑してしまう恐れがあるため、一旦削除の方向で検討します。                                                                       |
| 最後の用語解説のところで、一般的に環境白書なんかをよく見ている方は知っているかもしれないが、用語解説をもう少し増やして欲しい。どこへ出す資料なのかのレベルで検討して欲しい。                                                    | 報告案では、用語解説を充実させます。                                                                                                                                                           |
| 環境配慮書の見直しの様式について、「優れた取組」という言葉が出てくるのだが、事業所の規模感や環境への取組度合いによっても評価が違ってくる。また、優れた優れたといった、優等生ばかり持ち上げるような表現は避けたほうがいいのではないかと。                      | 報告案の環境配慮書の変更案では、「優れた取組」を「進んだ取組」に変更しました。                                                                                                                                      |
| 環境配慮書について、一番最初の、より環境性能の高い機器の選定というのが最初にありますけれども、このより高いというのをどこと比べてより高いと考えるのかなというので、回答に困るのではないかと懸念している。PDCAサイクルで、事業者に目標を設定してもらうというのもありかなと思う。 | 環境配慮書を記入する際、いつから比較してということは、事業所も迷うところではあるため、運用時に事業所へ説明できるように整理します。<br>PDCAサイクルに基づく取組については、環境負荷低減行動計画書制度で、事業所に取り組んでいただきます。                                                     |
| 環境配慮書について、循環と緑化、生物多様性の項目が入っているが、入れ方が中途半端に見えましたので、ほかにしっかり対策を取っている部門があれば、そちらに切り離してもいいと思う。                                                   | ネイチャーポジティブの考え方を一部反映させていただき、「その他」項目に追加しております。それぞれに計画があり、別の部署でしっかりと取り組んでおります。そのため、その内容すべてを把握する必要はないと考えておりますが、インデックス的な項目を1つ程度盛り込むことで、緑化や生物多様性も関連していることを認識していただくことにつながると考えております。 |
| 環境配慮書について、チェックする項目の一番右端あたりにもう一つに欄をつくって、これについて何かコメントがあればチェックしていただいて、一番下に書き込んでもらうとか、何らかの意見を吸い上げるような仕組みもつくっておいた方がいい。                         | 報告案の環境配慮書の変更案に、反映してまいります。                                                                                                                                                    |
| 環境配慮を浸透させるには、いろいろな支援策とか、助言であったり、サポートが必要。困っている事業者へアドバイスできるよう、組織とか人員の問題はあると思うが、そういう引っ張っていく取組も必要。                                            | 報告案の「ポイント1 環境配慮を拡げる取組」の「(2) 事業所の自主管理をさらに促進させるしくみづくり」にも記載しておりますが、経済型支援・伴走型支援・広報型支援・連携型支援など様々な支援を検討してまいります。                                                                    |